

「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、すべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様な働き方を実現することも重要です。

こうした中、京都府においては、パートタイマー等を含む労働者一人平均の年間総実労働時間は1,600時間台まで減少してきている（平成25年、事業所規模5人以上）ものの、過重労働が懸念される1週間の就業時間が60時間以上の雇用の割合は11.1パーセント（平成24年）と全国の都道府県で3番目に高い割合となっております。

平成26年6月24日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」におきましても、「女性の活躍推進」のほか、「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるなど、長時間労働の抑制等働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊かつ重要な課題であり、女性の登用に関する目標を設定し、これを達成する上でも不可欠です。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念にも、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられたところです。

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、働き方に時間的・地域的制約を伴う人々が職業キャリアを継続し能力発揮できる環境の整備などの実現のためには、企業において長時間労働をはじめとする拘束度の高い働き方を見直し、効率的な働き方を進めるなど、労使による自主的な取り組みが不可欠です。

そこで、働き方改革の実現に向けた取組を強化するため、この度、働き方改革推進戦略会議を開催し、所定外労働時間の削減、休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化に取り組むことで合意したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する啓発等について御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

平成27年1月30日

京都労働局長	森川 善樹
京都府知事	山田 啓二
京都市長	門川 大作